

---

第1章  
まちづくり  
基本計画の  
めざすもの

# 1 まちづくり基本計画策定の趣旨

大磯町は、先人から受け継いだ歴史や文化を大切に、恵まれた自然環境と調和しながら発展をしてきました。

まちづくりは、環境との共生と生活の質の向上に重点をおいて進めてきましたが、さらに計画的な土地利用、道路や下水道等の都市基盤施設の整備、公共空間のバリアフリー化、都市の安全性の向上、既存施設等の活用及び大磯らしい風景の継承など成熟社会に対応し、特性を活かした魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、総合計画基本構想の実現をめざし、土地利用・まちづくり（都市づくり）分野の大磯らしさを表す基本計画として、大磯町まちづくり基本計画を策定するものです。

# 2 まちづくり基本計画の位置づけ

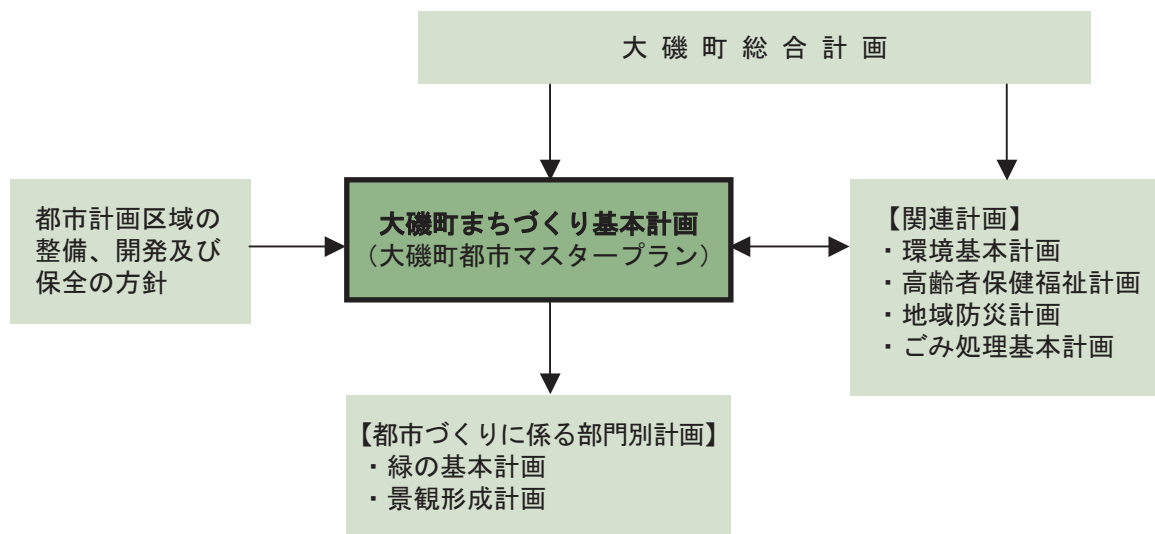
大磯町まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）は、まちづくり条例に位置づけられた計画で、国土利用計画法の市町村計画と都市計画法の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）の2つの法定計画を包含するまちづくりについての基本的な計画です。

なお、国は、全国総合開発計画と国土利用計画全国計画を国土の利用、開発及び保全に関する1つの基本計画として統合的に示すという基本方向で新たな国土計画体系の確立に向けた取り組みを進めるため、国土総合開発法の一部を改正しました。

このため、新たな国土計画が策定された後に、まちづくり基本計画を改定し、新たな国土計画に伴う市町村計画を定めます。

したがって、今回のまちづくり基本計画は、都市計画法の市町村の都市計画に関する基本的な方針（大磯町都市マスタープラン）であり、町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画を支える都市づくりの基幹的な個別計画となります。

## ■まちづくり基本計画の位置づけ■



## 3 まちづくり基本計画の構成

### (1) 計画区域

まちづくり基本計画の対象は、町の全域です。

### (2) 計画年度

平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間です。

### (3) 構成

まちづくり基本計画は5章から構成されています。第1章「まちづくり基本計画のめざすもの」では計画の策定趣旨等を示し、第2章「まちづくりの現況と課題」では特性や課題を整理し、第3章「全体構想」では大磯らしいまちづくりの目標等を示し、第4章「地域別構想」では全体構想に基づき地域のまちづくりの目標等を示し、第5章「まちづくり基本計画の推進に向けて」では計画の進め方を示しています。

## 4 まちづくり基本計画の役割

まちづくり基本計画は次の役割を持つものです。

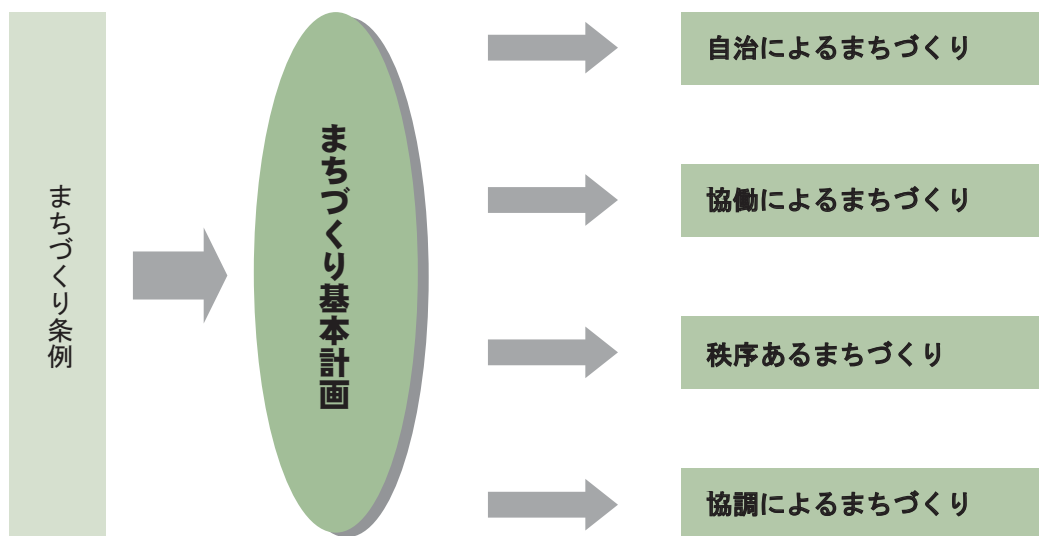
- 1) まちづくり基本計画は、町の土地利用計画と都市計画の基本となります。
- 2) まちづくり基本計画は、都市づくりに係る部門別計画を調整し、部門別計画の指針となります。
- 3) まちづくり基本計画は、町民、事業者、行政の共通のまちづくりの目標となります。

## 5 まちづくり基本計画とまちづくり条例との関係

まちづくり条例は平成14年4月1日から施行され、大磯らしさを守り育むために、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の策定、町民主体のまちづくり、開発事業の手續などについて、基本的な仕組みやルールを定めたものです。

まちづくり基本計画は、まちづくり条例の根幹に位置づけられ、自治によるまちづくりなどの他の仕組みへとつながるようになっていきます。その関係を図で表すと次のようになります。なお、開発事業ではこの計画への適合が必要となるとともに、助言提案（まちづくりの視点からまちづくり審議会が助言・提案すること）や開発事業の審査のよりどころともなります。

■まちづくり基本計画とまちづくり条例の関係■



## 自治によるまちづくり

町民が自ら地区の将来の目標を定め、町の各種支援の下に主体的に進めるまちづくり。地区まちづくり協議会による地区まちづくり計画の策定を支援し、まちづくり基本計画の地域別構想に地区まちづくり協定を位置づけます。

## 協働によるまちづくり

都市施設の整備、町並み景観の形成等の地区の整備、開発又は保全を図るために、町が主体的に進めるまちづくり。まちづくり基本計画や地区まちづくり協定に位置づけられた事業を実施します。

## 秩序あるまちづくり

都市計画に関する町の手続について町民参加を充実させ、町民の意見を反映して進めるまちづくり。まちづくり基本計画に基づき都市計画の活用を図り、地区まちづくり協議会による地区まちづくり協定に基づいた都市計画の申し出ができます。

## 協調によるまちづくり

開発事業の協議調整を透明で公正な手続の下に進めるまちづくり。開発事業のまちづくり基本計画への適合を義務づけ、地区まちづくり協定による基準は開発事業の基準として位置づけます。